事務所通信

2014年2月号　No.104

（　節分　）

CONTENTS

- 所長コメント … 日々の行動を支える十の要諦　P1
- 確定申告　P2
- 社会保険Q＆A　P3
- インフルエンザから身を守るために　P4
- 税務Q＆A　P5
- お知らせ　おもしろ雑学　P6
- 休日カレンダー　あとがき　P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

日々の行動を支える十の要諦

日々物事に取り組んでいく上での心得や姿勢について、心身両面から、ポイントをお伝えします。

(一)即行　気づくと同時に行ないに移す。
(二)純粋　そのままである。何も考えぬ。付加せぬ。
(三)直行　まっすぐに行なう。
(四)結果を考えぬ　予想せぬ。
(五)緊張　実践は、ゆるんではだめである。
(六)一気呵成　一息にやり上げる。
(七)おしとおす　一歩も退かず押していく。
(八)反復不退　出来上がるまでつづける。
(九)不悲不喜　わるかったと悲しみに浸り過ぎない。よくできたからといって喜びすぎて油断しない。
(十)慎終　後始末をよくする。

これらは、内容的に三つのグループに分けることができます。

(一)と**(二)**は、物事を始めるに際しての心がけです。たとえば、「今年はすぐにお礼状を出すぞ」と決意したとしましょう。しかし、たとえ気づいても、すぐに行動しなければ(礼状を出さなければ)、気づきはやがて雑念となり、果ててしまいます。グズグズしていたり、面倒がって先送りにしていると、別の用件が生じて、せっかく気づいたこと、決意したことが無駄になってしまいます。また、相手からのアドバイスや助言などをそのまま聞き、実行する姿勢(＝純粋)も大切です。

(三)から**(八)**は、その物事を行なっていく際の心得です。行動をし始めたら、断固として継続すること。〈人にどう思われているか？〉などと思い煩うことなく、目の前の物事に集中して取り組む。これが「直行」であり、「結果を考えぬ」です。この時、大切になってくるのが、**(五)**から**(八)**までの姿勢です。これらは〈始めたことは必ずやり遂げる〉という強い意志の表われです。

(九)と**(十)**は、物事を締めくくる際のポイントです。行動には失敗がつきもの。順調に成功することもあれば、うまく行かずに頓挫する場合もあります。成功したからといって楽観的になり過ぎたり、失敗したからといって悲観し過ぎない。「不悲不喜」とは、そういう意味です。そして、どのような時もしっかりとした「後始末」をやり遂げること。物事にはっきりとした終止符を打ち、次に備えるのが慎終です。

確定申告

確定申告の時期がやってきました！

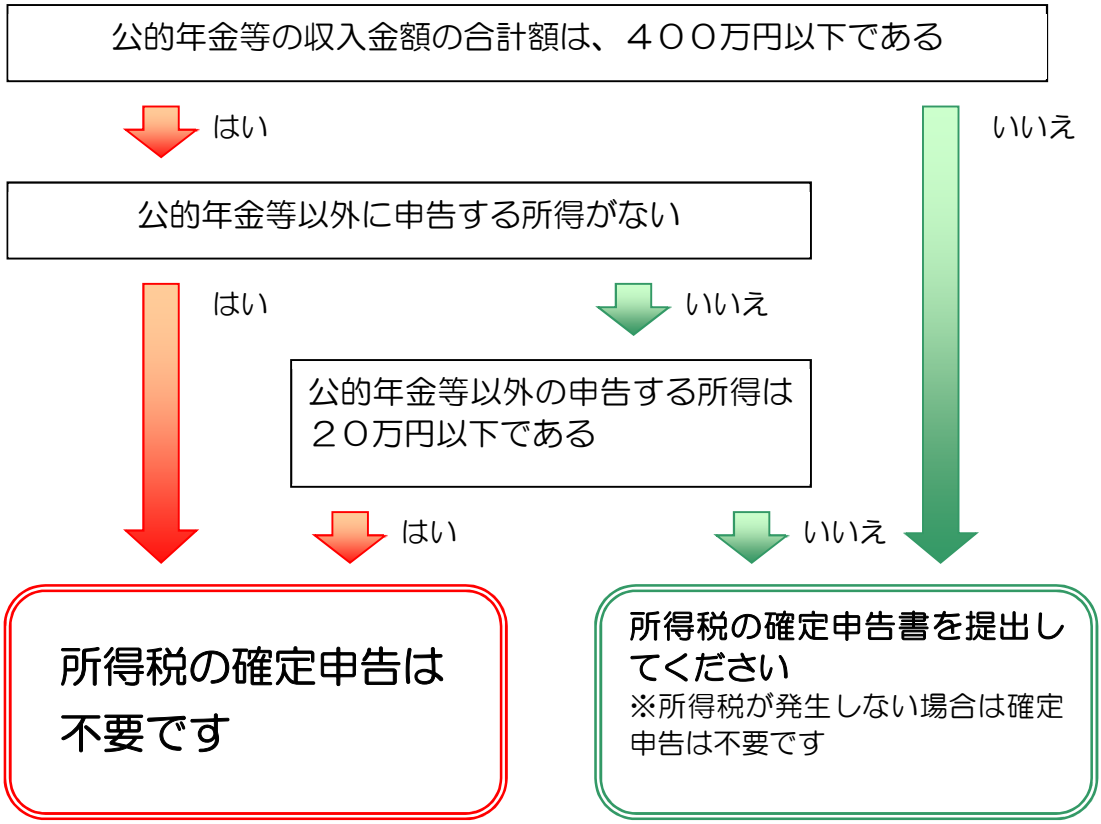

ポイント１

給与収入のみ（2，000万円以下）又は公的年金収入のみ（400万円以下）の方で他の所得が20万円以下の時は確定申告は不要ですが、医療費など他の控除を受ける場合には20万円以下でも申告が必要です。

ポイント２

株の売却損繰り越し 注意点は？

源泉徴収のある特定口座の取引は申告が不要ですが、株の売却損が出た時は、確定申告で翌年以後に売却損を繰り越したり、配当所得と相殺して源泉徴収された税金の還付を受けることができますが、その所得は国民健康保険税を算定する総所得金額に含まれますので、国民健康保険税額、後期高齢者医療保険料、及び介護保険料が増加する場合があります。

ポイント３

収用や居住用財産を譲渡した場合で、課税の特例を受けて申告不要であるにもかかわらず、医療費控除等を受けるなど、申告により源泉所得税の還付を受けようとする場合がありますが、国民健康保険税が還付額を上回ったり、配偶者控除や扶養控除から外れる場合がありますので注意が必要です。

＜　広　川　＞

社会保険Q&A

■　源泉徴収票が届かない。または、紛失してしまったとき。

源泉徴収票が届かないときは、ねんきんダイヤルに電話をすれば、再交付のうえ、日本年金機構に登録されているご本人様の住所宛に郵送されます。なお、電話をしてから、源泉徴収票を送付されるまで２週間程度かかります。

急ぎの場合は、近くの年金事務所でも再交付を受け付けています。

本人が行く場合は、年金証書等をご持参ください。

その他の方が行く場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほかに、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

また、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行っていません。

ねんきんダイヤル　０５７０－０５－１１６５
（０５０で始まる電話でおかけになる場合は　０３－６７００－１１６５）
受付時間：月　曜　日　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　午前９：３０～午後４：００

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

■　控除証明書をなくしてしまったとき。

紛失等により再発行が必要な際には、下記まで連絡をしてください。（連絡をしてから、おおむね１週間程度で発送されます。）

控除証明書専用ダイヤル　０５７０－０７０－１１７
（０５０で始まる電話でおかけになる場合は　０３－６７００－１１３０）
専用ダイヤルの開設期間：平成２５年１１月１日～平成２６年３月１４日
受付時間：ねんきんダイヤルと同じ

再発行は、お近くの年金事務所でも可能です。

なお、再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

日本年金機構ＨＰより

＜　田　中　＞

インフルエンザから身を守るために

＜正しい手洗い＞
　私たちは、毎日いろいろなものに触れていますが、それらに触ることにより自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
　ウイルスの体内侵入を防ぐために以下のことを心がけましょう。
・外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗う。
・ウイルスは石鹸に弱いので、次の正しい方法で手を洗いましょう。

＜　伊　藤　＞

確定申告期に多いお問い合わせ事項Ｑ＆Ａ

Ｑ１　給与所得者等で還付申告をしていなかった場合、何年前まで遡って還付申告をすることができますか。

Ａ１　確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年１月１日から５年間行うことができます。したがって、これまでに申告をしていなかった場合、平成21年分については、平成26年12月31日まで申告することができます。

同様に、平成25年分については、平成26年１月１日から平成30年12月31日まで申告することができます。

Ｑ２　転居・結婚等により、申告時の住所・氏名と源泉徴収票に記載された住所・氏名が異なる場合には、どちらを確定申告書に記載するのですか。

Ａ２　申告時の住所・氏名を記載することになります。

また、税金が還付される場合、還付金の振込先の預貯金口座の口座名義は、申告する氏名と同じものを指定してください。

Ｑ３　復興特別所得税の申告・納付は本年分から必要ですか。

Ａ３　平成25年分の確定申告から、所得税と復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。

（参考）

平成25年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

復興特別所得税は、所得税額に対する付加税で、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額の2.1％を所得税と併せて申告・納付することになります。

国税庁ＨＰより

＜　原　＞

研　修　予　定

日　　時	研　修　内　容	場　　所	講　師	参 加 費
今月のテルモ経営研究会はお休みです				

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

①信用保証協会の保証料の引き下げ　②低金利での融資制度　③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度　　などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇　おもしろ雑学　◇◆◇

旬

魚や野菜に旬があるように、牛肉にも旬がある。牛肉が最もおいしくなるのは真冬である。牛は秋になるとモリモリと食べ始め、寒さに備えて脂肪をたっぷり蓄える。その脂肪を十分に含んだ肉が熟成した翌年の２月頃が旬である。

教育モチベーションカレンダー　おもしろ雑学より（担当：山田）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

2月（如月）　Ｆｅｂｒｕａｒｙ

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	１０	１１ 建国記念日	１２	１３	１４	１５ 斉藤・青木
１６ 倉又・丸田	１７	１８	１９	２０	２１	２２
２３ 山口・小林	２４	２５	２６	２７	２８	

・確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

２月の税務

２月　３日	贈与税の確定申告受付開始（３月１７日まで）
２月１０日	平成２５年１月分源泉所得税・住民税の納付
２月１７日	所得税の確定申告受付開始（３月１７日まで）
２月２８日	平成２５年１２月決算法人の法人税等・消費税確定申告　納付
	平成２５年６月決算法人の法人税等・消費税中間申告　納付
	当月決算法人の消費税各種届出書提出

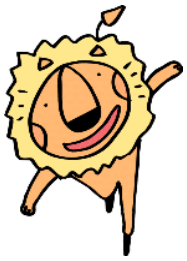

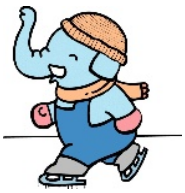

◇◆　あとがき　◆◇

今年も、インフルエンザが流行しているようです。手洗い、うがいはもちろんですが、お茶や水で口内を潤しておくことも大事なことのようです。

私は、繁忙期を迎えたいま体調管理には十分に気を付けるようにしています。

もう少しの間、元気に頑張ります。

〈　山　口　〉